

## 「知的財産に関する特別世論調査」の概要

平成 18 年 8 月  
内閣府政府広報室

- 調査対象 全国 20 歳以上の者 3,000 人  
有効回収数：1,801 人（回収率 60.0%）  
調査期間 平成 18 年 7 月 13 日～7 月 23 日
- 調査目的 知的財産に関する国民の意識を調査し、今後の施策の参考とする。
- 調査項目 (1)「ニセモノ」氾濫の認知度  
(2)「ニセモノ」購入による弊害の認知度  
(3)「ニセモノ」購入を見聞きしたことがあるか  
(4)「ニセモノ」購入についての認識  
(5) 国の啓発活動の認知度
- 調査実績 「知的財産に関する特別世論調査」(平成 16 年 7 月)

<お願い>

本資料の内容を引用された場合、その掲載部分の写しを  
下記宛にご送付ください。

内閣府大臣官房政府広報室  
世論調査担当

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1 - 6 - 1  
電話 03(5253)2111 内線 82780～82783

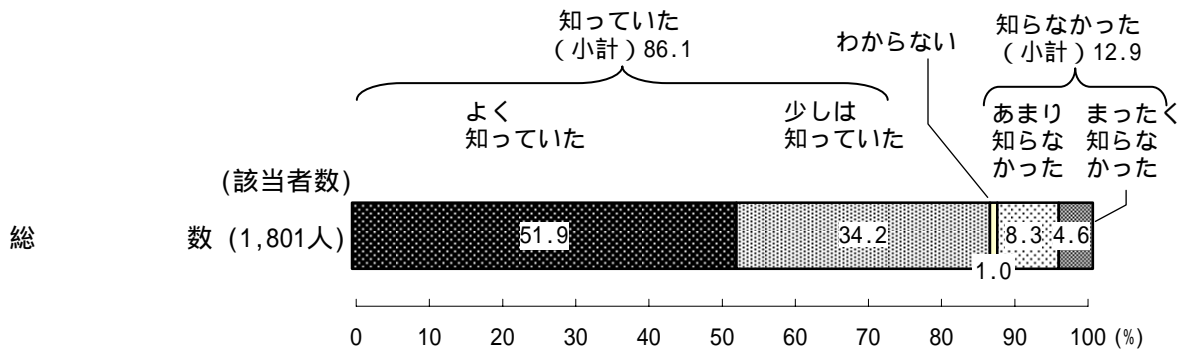
# 「知的財産に関する特別世論調査」の要旨

平成 18 年 8 月  
内閣府政府広報室

調査時期：平成 18 年 7 月 13 日～平成 18 年 7 月 23 日  
調査対象：全国 20 歳以上の者 3,000 人  
回収結果：1,801 人 (60.0%)

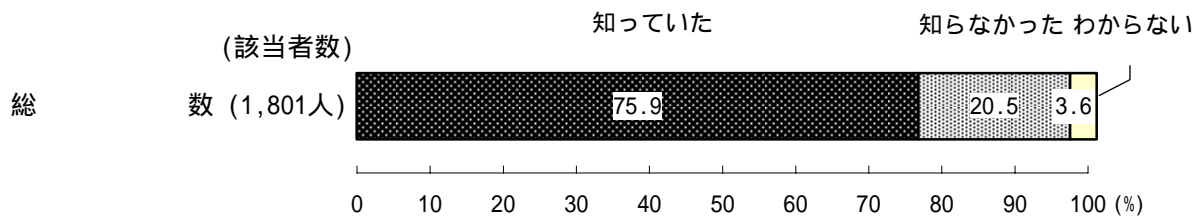
## 1 「ニセモノ」氾濫の認知度

	平成 18 年 7 月
・よく知っていた	51.9%
・少しは知っていた	34.2%
・あまり知らなかった	8.3%
・まったく知らなかった	4.6%
・わからない	1.0%



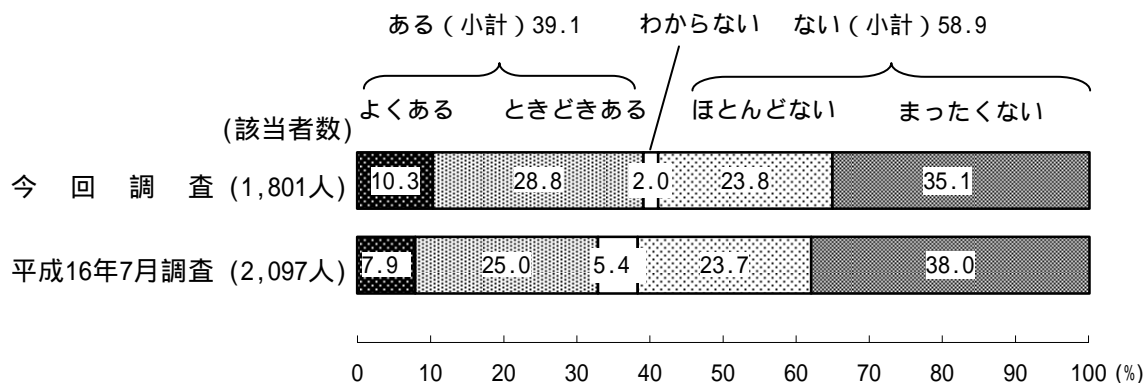
## 2 「ニセモノ」購入による弊害の認知度

	平成 18 年 7 月
・知っていた	75.9%
・知らなかった	20.5%
・わからない	3.6%



### 3 「ニセモノ」購入を見聞きしたことがあるか

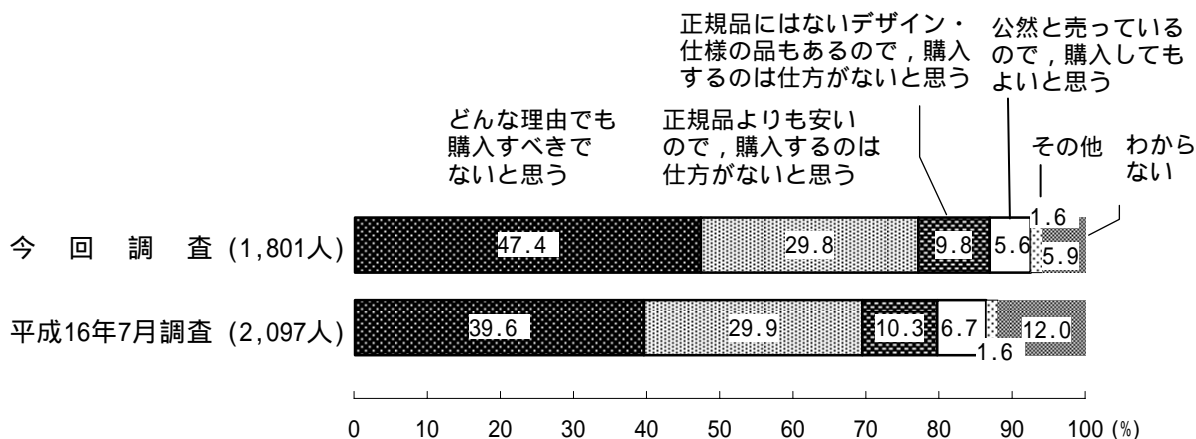
	平成 16 年 7 月	平成 18 年 7 月
・よくある	7.9%	10.3%
・ときどきある	25.0%	28.8%
・ほとんどない	23.7%	23.8%
・まったくない	38.0%	35.1%
・わからない	5.4%	2.0%



注)平成 16 年 7 月調査は、調査対象者に内閣府名を提示しないで実施しているため、比較には注意を要する。

### 4 「ニセモノ」購入についての認識

	平成 16 年 7 月	平成 18 年 7 月
・どんな理由でも購入すべきでないと思う	39.6%	47.4%
・正規品よりも安いので、購入するのは仕方がないと思う	29.9%	29.8%
・正規品にはないデザイン・仕様の品もあるので、購入するのは仕方がないと思う	10.3%	9.8%
・公然と売っているのだから、購入してもよいと思う	6.7%	5.6%
・その他	1.6%	1.6%
・わからない	12.0%	5.9%

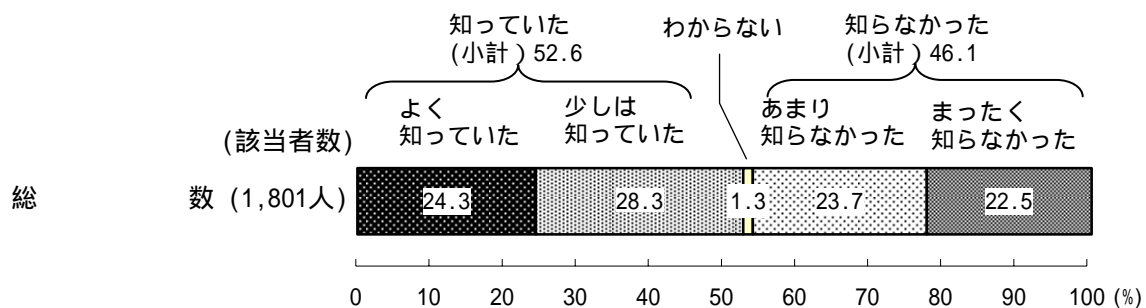


注)平成 16 年 7 月調査は、調査対象者に内閣府名を提示しないで実施しているため、比較には注意を要する。

5 国の啓発活動の認知度

平成 18 年 7 月

- ・よく知っていた 24.3%
- ・少しは知っていた 28.3%
- ・あまり知らなかった 23.7%
- ・まったく知らなかった 22.5%
- ・わからない 1.3%



# 知的財産に関する特別世論調査

平成18年 8月

調査時期：平成 18 年 7 月 13 日から平成 18 年 7 月 23 日  
調査対象：全国 20 歳以上の者 3,000 人  
回収結果：1,801 人（60.0%）

話は変わりますが、次に時事問題として「知的財産」についてお伺いします。

（「資料」を提示して、調査対象者によく読んでもらってから、以下の質問を行う。）

（資料）

発明やデザイン、音楽や映画など、人間の知的活動により生み出されるものを「知的財産」といいます。これらは発明者や創作者の正当な権利として保護されています。

しかし、街頭やインターネット上で、バッグや時計などの偽ブランド品や、音楽CD、映画のDVDなどの海賊版（いわゆる「ニセモノ」）が売買されていることが問題になっています。これら「ニセモノ」を製造・販売することは知的財産の権利の侵害であり、違法です。また、現行法上、「ニセモノ」を購入することに対して罰則はありませんが、安全性の問題や、正規品が売れなくなることによる産業自体の衰退、また消費者の利益が損なわれるなどの問題が指摘されています。

Q 1〔回答票 19〕アジアをはじめとする海外において、日本の企業の発明や創作に対する「ニセモノ」が氾濫していることを、あなたはご存じでしたか。この中から1つだけお答えください。

- (51.9)(ア)よく知っていた
- (34.2)(イ)少しは知っていた
- ( 8.3)(ウ)あまり知らなかった
- ( 4.6)(エ)まったく知らなかった
- ( 1.0) わからない

Q 2 あなたは、製造や販売だけでなく、個人による「ニセモノ」購入が、先ほどの資料で示したような問題を起こしていることを、ご存じでしたか。

- (75.9) 知っていた
- (20.5) 知らなかった
- ( 3.6) わからない

Q 3〔回答票 20〕あなたの身の回りで、「ニセモノ」であることをわかった上で、おみやげなどで海外から「ニセモノ」を購入したり、インターネットを通じて「ニセモノ」を購入したりしているのを見聞きしたことがありますか。この中から1つだけお答えください。

- (10.3)(ア)よくある
- (28.8)(イ)ときどきある
- (23.8)(ウ)ほとんどない
- (35.1)(エ)まったくない
- ( 2.0) わからない

Q 4〔回答票 21〕あなたは、「ニセモノ」であることをわかった上で「ニセモノ」を購入することについて、どう思いますか。この中から1つだけお答えください。

- (47.4)(ア) どんな理由でも購入すべきでないと思う
  - (29.8)(イ) 正規品よりも安いので、購入するのは仕方がないと思う
  - (9.8)(ウ) 正規品にはないデザイン・仕様の品もあるので、購入するのは仕方がないと思う
  - (5.6)(エ) 公然と売っているので、購入してもよいと思う
  - (1.6) その他( )
  - (5.9) わからない
- 

Q 5〔回答票 19〕国では、ニセモノを撲滅するため、「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」として、ポスター、テレビCM、インターネットなどの媒体を通じた啓発活動を行っています。あなたは、このような取り組みをご存じでしたか。この中から1つだけお答えください。

- (24.3)(ア) よく知っていた
- (28.3)(イ) 少しは知っていた
- (23.7)(ウ) あまり知らなかった
- (22.5)(エ) まったく知らなかった
- (1.3) わからない